

【地域マスタープラン支援助成金について】

□地域マスタープラン支援助成

◆地域マスタープラン策定支援

対象者：「地域マスタープランづくり事業参加申込書」を提出した自治振興会
又は二以上の自治振興会からなる団体

対象事業：地域マスタープランを策定する過程において、必要と認められる事業
(例) 先進地調査、講演会開催など

助成金額：1自治振興会につき、上限 100,000 円

交付回数：1回 (但し、年度をまたぐ場合は限度額まで交付申請可)

補助率：10/10

対象経費：報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、郵便料、クリーニング代及び損害保険料、会場借料、土地家屋等賃借料、自動車借上料、その他町長が必要と認める経費

※食糧費は、会議の茶菓子類に限る。弁当やつまみ、酒類は対象外。

◆地域マスタープラントライアル支援 (3か年限定：平成26年度まで)

対象者：自治振興会又は二以上の自治振興会からなる団体

対象事業：地域マスタープランで策定された具体的事業

助成金額：1地域マスタープランにつき、上限 500,000 円

交付回数：1回

補助率：10/10

対象経費：地域マスタープランで策定された事業計画の実施に係る経費で、審査会において認められた下記の費用。

報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、郵便料、クリーニング代及び損害保険料、会場借料、土地家屋等賃借料、自動車借上料、備品購入費、リース料、その他町長が必要と認める経費

※食糧費は、会議の茶菓子類に限る。弁当やつまみ、酒類は対象外。

※事業実施に必要な機械器具等は原則リースとする。

(リースで対応できない場合は状況に応じて判断)

地域マスタープラン支援助成制度の適用区分

区 分	地域マスタープラン支援	
	計画策定支援	事業実施支援 (トライアル)
地域マスタープラン 策定着手前	—	—
地域マスタープラン 策定着手後	○	—
地域マスタープラン 策定後	○	○

※策定着手とは、「地域マスタープランづくり事業参加申込書」を提出した段階をいう。